

<中国ブロック理学療法士学会 研究倫理原則>

(総論的事項)

1. 中国ブロック理学療法士学会（当学会）では研究を計画するに当たり、研究者が遵守する研究倫理の基本原則を掲げる。
2. 本基本原則に加え、研究者の研究機関(所属組織)に倫理審査機関を有する場合においては研究者の責任において申請を行い受審すること

(各論的事項)

1. 対象者に対する公平性と権利の保障
対象に害を及ぼす可能性に配慮する。例えば、調査研究の参加者として学生やクライアントを募集する場合、参加は任意であることを明確にし、研究参加への公平な選択肢が与えられている。すなわち、学生と指導者との関係にある場合、強制力が働く危険性について十分な配慮が行われていると同時に、個人またはグループの権利を保障されている。
2. 確かなインフォームド・コンセントと手続き
インフォームド・コンセントは、研究協力に対する説明・理解・納得・同意を満たすように配慮されている。個人の自発的参加によって予想されるリスクと利点に関する知識を十分に理解した上で研究の参加が求められている。対象者には、研究の目的、期待される効果、協力内容等について十分に説明し、潜在的なリスク、不快感や副作用、予見可能なリスクをも説明されている。さらに、同意した後でも研究参加への撤回・拒否が可能であり、そうしても何ら不利益をこうむらないことが保証されている。
3. 機密性の保持と個人の尊厳・プライバシーへの保障
機密性の保持と個々人のプライバシーを擁護することは、すべての研究の営みについて重要である。対象が、不快に感じる場合には、直ぐに中止できるように、研究のための説明文や調査紙等の表紙に明示されている。また、データが、どのように使われるかに関する情報を提示（写真、オーディオおよびビデオの録音など・・・）されている。またその際の機密性の限界についても説明し、理解が得られている。さらに、その同意を確保されている。
4. 研究計画に応じた様々な研究倫理原則の活用
実施する研究計画に関して、様々な学問分野で検討されている研究倫理上の基準を十分に認識しながら、それらに抵触しないように配慮されている。

5. 関係した著者名の明示と知的財産を話し合う

研究計画の設計、実施、分析や解釈へ実質的に寄与した者のみを著者としている。研究者名をどのような順序で明記するかについて、協力関係の開始時にあらかじめ協議されている。

以上

(令和 4 年 11 月 25 日 改訂)